

(平成23年4月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 62 年 1 月から同年 9 月まで

知人から国民年金のことを聞き、母に加入手続をしてもらった。母が、組頭宅で今までの未納分を分割して全て納付したはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の母親が、申立人の国民年金への加入手続後、自宅に送付されてきた社会保険事務所（当時）発行の過年度納付書を見て、A村（現在は、B市）役場職員と相談の上、分割して納付するようにしてもらったと述べているところ、申立人が所持しているA村分任出納員の印が押された領収書を見ると申立期間②直前の昭和 61 年 10 月から同年 12 月までの過年度保険料が平成元年 1 月 30 日に領収されていることが確認できること、及びオンライン記録により申立期間②直後の 6 か月間についても数か月分ずつまとめて納付していることが確認できることから、申立人及びその母親が主張するとおり過年度の保険料を分割して納付している状況が確認できる。これらのことから、申立人が申立期間②を含む未納になっている期間の保険料全てを納付する意思を有していたことは明らかであり、また納付できる状況にある中、申立期間②前後が過年度納付されているにもかかわらず、申立期間②のみ納付しないことは不自然である。

また、役場職員の証言から、申立人の居住する地域では職員が組頭宅へ出向き、現年度分、過年度分にかかわらず国民年金保険料を集金していたことが確認でき、申立人の主張と申立期間②当時の集金の実態とが合致する。

さらに、申立期間②は9か月と短期間であり、申立期間①及び②を除き未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年1月10日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、その時点で申立期間①は時効となり、制度上納付することができなかつたものと思われる。

また、申立てどおり申立期間①の保険料を納付するためには、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるため、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている記録は見当たらなかった。

さらに、加入手続後送付されてきたと思われる、申立人が所持している社会保険事務所発行の未使用の納付書には、「納付目的 国民年金保険料（ミノウ）」、「納付期間 自昭和61年10月分～至昭和63年3月分」と記載されていることが確認でき、申立期間①が除外されて作成されており、保険料を納付できる状態ではなかったことが分かる。

加えて、申立人の母親が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年1月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 平成 16 年 4 月

申立期間①について、給与支払明細書を提出するので正しく厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

申立期間②について、資格取得月から保険料は当月控除されているにもかかわらず喪失月においても保険料は控除されている。喪失月の給与を賞与として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する給与支払明細書により、申立人が、その主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書において、オンライン記録どおりの届出を行ったことが確認でき、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人が所持する給与支払明細書により、平成 16 年

4月に支給された報酬から厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、申立人は、これを賞与として厚生年金保険の記録を認めてほしいと主張している。

しかし、申立人は、「平成16年3月31日に退職した。」としており、雇用保険の被保険者記録においても、同日が離職日とされ、16年4月1日以降の勤務が認められない。

また、厚生年金保険法では、第19条1項において、「被保険者期間を計算する場合は、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、申立人の被保険者資格喪失日は、前述したとおり平成16年4月1日であることから、申立期間②は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年4月28日、資格喪失日に係る記録を43年3月31日とし、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月28日から43年3月31日まで

B社（現在は、C社）からA社へ一緒に出向した同僚から、出向後のA社での厚生年金保険の被保険者記録が無いと聞き、確認したところ、私の記録も無かった。継続して勤務していたので、被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の複数の同僚の証言から判断すると、申立人がB社及び同社のグループ会社であるA社に継続して勤務し、申立期間においてはA社に勤務していたことが認められる。

また、上記の複数の同僚は「申立期間当時、B社からA社に異動した人事担当者が、当該事業所に赴任して間もなく亡くなったため、当該事業所における社会保険関係の手続が滞ったのではないか。」と証言している上、C社の代表取締役及び総務担当者は、「A社は廃業したため、保険料控除が確認できる資料等は残っていないが、申立期間当時、A社の従業員は100人以上いた。申立人の厚生年金保険料も控除されていたのではないかと思われる。」としている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、A社において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については確認できる資料は無いものの、A社の同僚からの別件申立てについて、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づく平成22年9月28日付け総務大臣の年金記録の訂正に関するあっせんに基づき、当該事業所における資格取得日が昭和42年4月28日に訂正された同僚と同日に申立人も異動したとの複数の同僚の証言から、申立人のA社における資格取得日を、B社における資格喪失日と同日とし、資格喪失日については、A社において申立人と入れ替わりで勤務した申立人の後任者のA社における資格取得日が43年3月31日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の申立人と同質性の高い同僚の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は昭和42年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それ以前は申立期間の一部を含めて適用事業所としての記録が無い。

しかし、複数の同僚及びC社の総務担当者の回答から、A社は、法人事業所として昭和42年4月に本格的に操業を開始し、操業時の従業員数は少なくとも5人以上であったと認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡していることから確認することはできないが、事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和42年4月28日から同年5月1日までの期間について、適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められる。また、申立期間のうち、同年5月1日から43年3月31日までの期間については、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難い。これらのことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る42年4月から43年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成15年9月から16年8月までを18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月21日から17年5月21日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料額と給与明細書に記載されている厚生年金保険料額は異なる期間がある。控除されていた金額に合わせて、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が保険料控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年9月から16年8月までの期間における申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及び預金通帳等において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書において、オンライン記録どおりの標準報酬月額17万円

に見合う報酬月額が社会保険事務所（当時）に届け出られたことが確認でき、その結果、社会保険事務所は、18 万円の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 16 年 9 月から 17 年 4 月までの期間については、申立人が所持する給与明細書及び預金通帳により、申立人は当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額を得ていたことは認められる。

しかし、上記給与明細書の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和33年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年8月21日から同年9月20日まで
昭和28年にA社に入社し、平成3年に退職するまで継続して勤務したが、転勤の際に厚生年金保険の被保険者記録に1か月の空白期間が生じているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する社員名簿から判断すると、申立人が同社及び同社B営業所に継続して勤務し（A社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様にA社から同社B営業所へ異動した同僚について、申立人は、自身よりも1か月ほど先に異動したとしているところ、当該同僚のA社での資格喪失日は昭和33年7月14日となっており、申立人の記憶と符合することから、申立人の同社における資格喪失日である同年8月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和33年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成20年10月1日から同年11月26日までの期間について、当該期間の標準報酬月額決定の基礎となる同年4月から同年6月までは標準報酬月額20万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月1日から20年11月26日まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額が意図的に低く届出されている。同社は、通勤手当を含めず報酬月額を計算し、厚生年金保険料控除額を低く抑えていた。申立期間当時、同社の事業主に適正な厚生年金保険料で再計算してほしいと申し出をしたが、聞き入れてもらえなかった。徹底的に調査をしていただき、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年12月1日から20年11月26日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成18年12月1日から20年10月1日までの期間については、本件申立日（22年11月29日）において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから厚生年金特例法を、20年10月1日から同年11月26日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により

消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間のうちの平成 20 年 10 月 1 日から同年 11 月 26 日までに係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、19 万円と記録されているが、申立人が所持する給与支給明細書及びA社が保管する賃金台帳によると、標準報酬月額の決定の基礎となる同年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 20 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成 20 年 10 月は 20 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成 18 年 12 月 1 日から 20 年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成 18 年 12 月から 20 年 8 月までの期間については、申立人が所持する給与支給明細書（19 年 4 月分及び 20 年 2 月分を除く。）及びA社が保管する賃金台帳に記載された報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりいずれも高額であるものの、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（16 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（16 万円）と全て一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成 20 年 9 月については、申立人が所持する給与支給明細書及びA社が保管する賃金台帳により、当該月において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（16 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（19 万円）より低額であるとともに、報酬月額に見合う標準報酬月額（19 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（19 万円）と一致していることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、平成 18 年 12 月 1 日から 20 年 10 月 1 日までの期間においてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成15年4月から同年6月までを30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年3月1日から同年9月1日までの期間について、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を20年3月から同年8月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から20年9月1日まで

昭和62年11月10日にA社に入社し、平成元年4月から厚生年金保険に加入しているが、支給されていた給料額と標準報酬月額に大きな差異があることが「ねんきん定期便」で分かった。給料支払明細書等の資料があるので、調査し記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年4月1日から20年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められ

るかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成元年4月1日から20年3月1日までの期間については、本件申立日（22年4月19日）において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから厚生年金特例法を、20年3月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間のうち平成15年4月1日から同年7月1日までの期間については、A社から提出された給料支払明細書（控）により、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（24万円）を超える報酬月額の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額より低い標準報酬月額（30万円）に見合う厚生年金保険料（2万820円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち平成15年4月から同年6月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、24万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めており、また、事業主保管の平成15年7月付けの健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書においても報酬月額が24万円となっていることから、事業主は、給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成14年1月から15年3月までの期間、同年7月から同年12月までの期間、16年8月から18年6月までの期間及び同年8月から20年2月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書及びA社から提出された給料支払明細書（控）に記載されている報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張するとおり、オンライン記録の標準報酬月額よりいずれも高額であるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低額となっており、また、申立期間のうち10年1月から13年12月までの期間については、平成11年

度（10年分所得）から14年度（13年分所得）までの期間に係る市県民税課税証明書によると、控除されている社会保険料から試算した標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致又は低額となっていることが確認できることから、当該期間は厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち平成元年4月から9年12月までの期間及び16年1月から同年7月までの期間については、申立人は給料支払明細書を保管しておらず、当該事業所も貸金台帳等の資料は廃棄していることから、申立人の当該期間の給与支給額及び保険料控除額を確認することができず、18年7月については、給料支払明細書はあるものの、保険料控除の欄が空白になっていることから、保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立期間のうち、平成元年4月から15年3月までの期間及び同年7月から20年2月までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、平成元年4月から15年3月までの期間及び同年7月から20年2月までの期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成20年3月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、当該期間は24万円と記録されている。

しかしながら、申立人から提出された給料支払明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成19年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成20年3月から同年8月までは38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 34 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間及び同年 11 月 25 日から 36 年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 34 年 4 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を 36 年 9 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 34 年 4 月から同年 7 月までの期間及び同年 11 月から 35 年 9 月までの期間は 4,000 円、同年 10 月から 36 年 8 月までの期間は 1 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①については明らかでない認められ、昭和 34 年 11 月 25 日から 36 年 9 月 1 日までの期間については、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 34 年 11 月 25 日から 37 年 12 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 12 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで
④ 昭和 40 年 3 月 31 日から同年 9 月 30 日まで

私は、申立期間①及び②については、以前から A 社に勤めていた同級生の紹介で同社に入社し、継続して勤めていたはずである。

申立期間③及び④については、前職から期間を空けずに B 社に継続して勤務していた。

それぞれの事業所について、勤務期間の一部しか厚生年金保険の加入記録がないのは納得がいかないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人に A 社を紹介したとする同僚は、「申立人は前職を退職後すぐに A 社に入社してきた。」と証言し、同じ職種で同じ年齢の同僚は、「私は、昭和 33 年 9 月に入社したが、申立人は少し遅れ

て入社してきた。」と証言している。

また、退職日について、当該同じ職種の同僚は、「自分は、昭和 36 年頃から景気後退等によって仕事が少なくなり、退職せざるを得ない状況で同年 9 月に退職したが、同じ仕事をしていた申立人も同時期に退職したと思う。」と証言している。

さらに、複数の同僚は、A 社では試用期間等はなく、入社日から厚生年金保険に加入していたと供述している上、それらの同僚はいずれも入社日の記憶と当該事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日の記録が一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②のうち昭和 34 年 11 月 25 日から 36 年 9 月 1 日までの期間について、A 社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 34 年 8 月及び同年 10 月の A 社の事業所別被保険者名簿の記録並びに同時期に退職した同僚の 35 年 10 月の当該被保険者名簿の記録から、34 年 4 月から同年 7 月までの期間及び同年 11 月から 35 年 9 月までの期間は 4,000 円、同年 10 月から 36 年 8 月までの期間は 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①の保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立人に係る申立期間②のうち昭和 34 年 11 月 25 日から 36 年 9 月 1 日までの期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、34 年 11 月 25 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月から 36 年 8 月までの保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 36 年 9 月 1 日から 37 年 12 月 1 日までの期間について、複数の同僚にアンケートを実施したが、申立人が勤務していたことを推認できる証言等を得ることはできなかった。

また、事業主とは連絡が取れなかったため、当該期間における申立人の勤務実態及び給与からの保険料控除について、確認することができなかった。

このほか、申立人が、申立期間②のうち、昭和 36 年 9 月 1 日から 37 年 12 月 1 日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③及び④について、申立人は、申立期間においてB社に勤務していたと主張しているが、同事業所は昭和 39 年 10 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となり、40 年 6 月 10 日に適用事業所でなくなっているため、申立期間③及び④のうち同年 6 月 11 日から同年 9 月 30 日までは厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿に記載のある 10 人について、同事業所が適用事業所でなくなった日で厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているのは一人だけであり、当該日より約 6 か月前から順次同被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人に同事業所への就職を紹介したとする同僚も申立人と同じ昭和 40 年 3 月 31 日に資格喪失していることが確認できる。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿に記載のある複数の同僚に対し、申立人の勤務実態等について照会したが、申立期間③及び④について申立人が同事業所に勤務していたことを推認できる証言等は得られなかった。

加えて、B社は、上述のとおり、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は、所在不明のため、申立期間③及び④における申立人の勤務実態及び給与からの保険料控除について、確認することができなかった。

このほか、申立人が、申立期間③及び④において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1080 (事案 176 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 41 年 3 月まで
前回の申立ては認められなかったが、どうしても納得できないので、再度調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 41 年 6 月 3 日に払い出されていることが確認でき、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無く、この時点で申立期間の一部について時効により保険料を納付することができないこと、ii) 申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であること等を理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 7 月 15 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立ての結果がどうしても納得できないとして、再度申し立てたことから、申立人に再度納付に係る状況を聴取し、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性がないか調査した。

しかし、申立人に聴取しても、前回聴取した内容以外に申立てに係る新たな事情を聴取することはできず、申立人に対し昭和 41 年 6 月 3 日に払い出された国民年金手帳以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた状況がうかがえない。

したがって、これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月

会社を退職後、A市役所で国民年金への加入手続を行い、市役所内の銀行で国民年金保険料を妻の保険料とともに納付した。私の分は無いが、申立期間の妻の領収書はある。申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「平成3年9月頃、妻の国民年金への切替手続とともに自身の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。」と述べているが、申立人より提出された申立人の妻の国民年金保険料納入通知書兼領収証書によると、申立人の妻の申立期間に係る国民年金保険料が平成4年3月16日に納付されていることが確認できる。また、同年4月23日に、申立人の妻に係る申立期間の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更と、申立期間後の第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更とが同時に処理されていることがオンライン記録により確認できることから、後者の種別変更手続時に申立期間に係る第1号被保険者資格を取得したと推認でき、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付がなされたことを裏付けるものとは言い難い。

また、オンライン記録及び申立人が所持している年金手帳より、申立人は平成18年3月11日に被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには国民年金手帳記号番号が必要となるが、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行っ

たが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から同年 10 月までの期間並びに平成元年 12 月及び 2 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 7 月から同年 10 月まで
② 平成元年 12 月及び 2 年 1 月

会社を退職した後、職業安定所で雇用保険の手続等を行った際に、国民年金への切替えを行うように説明があったので、A 市役所で切替手続を行ったように思う。その後、納付書が届いて納付したはずなので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職後に A 市役所で国民年金への切替手続を行った。」と述べているところ、申立期間①及び②に係る国民年金第 1 号被保険者の資格記録は平成 12 年 12 月 15 日にまとめて、未加入期間から未納期間に整理されていることがオンライン記録上確認でき、この時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人が所持している年金手帳には「B」の印影が確認できることから、昭和 61 年 3 月に厚生年金保険被保険者となった際に事業所が所在していた B 年金事務所（当時）発行されたものと推認できるところ、当該手帳には申立人が申立期間当時に国民年金への加入手続及び保険料納付を行ったことをうかがわせる事情が見当たらない。

さらに、昭和 63 年 7 月から平成 2 年 2 月までの A 市における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査するも、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月及び41年2月から43年11月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、申立人の昭和44年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月
② 昭和41年2月から43年11月まで
③ 昭和44年4月から48年3月まで

平成5年3月頃、社会保険事務所（当時）へ行った際に職員から、申立期間①及び②が厚生年金保険と国民年金の重複期間となっていたので訂正しましたと言われた。重複納付した保険料は還付されていないので、還付済みとなっている記録について調査してほしい。

また、申立期間③当時はA村（現在は、B町）及びC市に居住していたが、いずれの市町村でも国民年金保険料を納付していた。特に、C市居住時は毎月の集金で保険料を納付しており、集金人が近所の女性だったこと、及び茶色の手帳へ検認印を押してもらっていたことを覚えているので、未納と記録されているのは納付できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D市役所が保管していた申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立期間①及び②である昭和40年4月及び41年2月から43年11月までの期間の国民年金保険料が納付されたことは確認できるものの、当該期間について申立人は、厚生年金保険の加入期間であり、この期間を国民年金の被保険者期間とすることはできないことから、納付済みとなっていた国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、オンライン記録及び国民年金還付整理簿には、還付理由、還付金額、還付期間、還付決定日、請求者の氏名、住所及び送金通知書作成年月日が明

確に記録されている上、請求者の氏名、住所及び還付金額は、還付決定された平成5年3月当時の申立人の氏名、住所及び申立期間①及び②の保険料額と一致しているなど、当該記録内容に不合理な点はなく、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

申立期間③について申立人は、「A村及びC市に転居した際には、国民年金に係る変更手続きを行い、保険料の納付を行っていた。」と述べているところ、A村へは厚生年金保険の被保険者である元夫との昭和44年4月の婚姻に伴って転居していることから、本来ならばその際に、申立人の国民年金加入資格が強制加入から任意加入へ種別変更されるべきところ、48年3月まで同手続きが行われていない上、申立人の元夫も厚生年金保険被保険者資格を喪失していた期間について、国民年金へ加入した形跡は見当たらず未加入期間となっていることから、夫婦共に申立期間③の国民年金保険料を納付していなかったと考えられる。

また、申立人はC市での国民年金保険料の納付方法について、「毎月、近所の女性が集金に来ていた。」と述べているところ、申立期間③当時、同市では、国民年金推進員により3か月に1回の集金で保険料を収納しており、申立人の主張と符合しない。

さらに、申立人は、「保険料は400円から500円ぐらいだった。保険料を納付すると茶色の手帳に検認印が押された。」と述べているところ、申立人の年金記録のうち、納付済みと記録されている昭和48年4月からの保険料額も550円であること、及びC市では50年3月まで印紙検認方式で保険料を収納していたことから、申立人の保険料の額及び収納方法に関する記憶が、直ちに申立期間③当時に申立人が保険料を納付していたことを示すものとは認め難い。

加えて、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらず、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

また、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 44 年 3 月までの期間及び 49 年 2 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月から 44 年 3 月まで
② 昭和 49 年 2 月から同年 6 月まで

私は、昭和 36 年 4 月から継続して、国民年金保険料を納付していた。

特に申立期間②については、自営業を営んでいた昭和 49 年 6 月に金融機関で国民年金保険料を納付し、その領収証書として受け取った納付書・領収証書、領収控及び領収済通知書を現在も所持しているため、納付していたはずである。

申立期間①及び②について、調査して記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月から継続して国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれにも、申立期間①及び②は未納とされていることが確認できることから、行政側の記録管理に不自然な点はうかがえない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付は申立人自身が行っていたとしているが、保険料納付等に関する記憶が曖昧であることから、申立期間①及び②当時の保険料納付の状況等が不明である。

さらに、申立期間②について、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付し、その領収証書として、納付書・領収証書、領収控及び領収済通知書を受け取ったと主張しているが、これは、記載された金額から、申立期間②の一部を含む昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月までの期間の過年度保険料と考えられるものの、納付書・領収証書に加え、制度上、保険料を納付した場合は回収されるはずである領収控及び領収済通知書も併せて申立人が所持してお

り、これら全てについて、領収印を確認することができないことから、当該納付書・領収証書、領収控及び領収済通知書を使用して、申立期間②の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、B市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間②の直後である昭和49年7月から51年4月までの期間の国民年金保険料を同年8月に納付していることが確認でき、この時点で、申立期間②の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 50 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 50 年 5 月まで

私は専業主婦で、夫は学校に勤務しており、年金が途切れないように気を付けていた。申立期間当時は、経済的にも余裕があり、なぜ未加入と記録されているのか分からない。調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出されていた国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 8 月 1 日に申立人に対し払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立期間当時、申立人の夫は、共済年金に加入していることから、申立人は、国民年金の任意加入対象者となり、制度上、任意加入者は遡って被保険者になることはできないことから、申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立人は、昭和 50 年 12 月に特例納付により婚姻前であった 36 年 4 月から 47 年 12 月までの国民年金の強制加入期間の保険料を遡って納付をしていることが確認できるが、申立期間は上述のとおり国民年金の強制加入期間ではなかったため、当該特例納付により国民年金保険料を納付することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月頃から 45 年 10 月 15 日まで
② 昭和 45 年 10 月 25 日から 46 年 11 月頃まで

同僚の紹介で、A社（現在は、B社）に昭和 43 年 10 月頃入社して、46 年 11 月頃まで営業職として継続して勤務した。同社での厚生年金保険の被保険者期間は 45 年 10 月 15 日から 10 日間のみであり、何年間も健康保険証を持たずに過ごせるはずがないので厚生年金保険にも加入していたはずである。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の入社時期について、A社の同僚に照会したところ、昭和 43 年 7 月に厚生年金保険の資格を取得した同僚は、「人手不足のため、自身の入社の数か月後に申立人に勤務してもらった。」と証言しているが、申立人の勤務し始めた日を特定できる証言は得られなかった。

また、申立期間②の退職時期について、「申立人と同時期に退職した。」との同僚の証言は得られたものの、当該事業所におけるこの同僚の厚生年金保険の資格喪失日は、申立人が既に他の事業所に勤務し厚生年金保険の資格を有している時期であり、確かな証言は得られなかった。

さらに、複数の同僚に照会を行ったが、申立期間①及び②における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できなかった。

加えて、当該事業所に照会したが、申立期間①及び②の当時の人事記録等は保管されておらず、申立てに係る状況を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで

A事業所に正職員として勤務した。途中で体調を崩したため、勤務形態をアルバイトに変更し、国民年金の加入手続をしたが、正職員として勤務していた頃は厚生年金保険に加入していたはずである。厚生年金保険の記録が無く大変残念に思っている。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B国民健康保険組合が保管する保険証番号交付簿の記録及び複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間において、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は厚生年金保険の適用事業所であったことはなく、同事業所に照会したところ、「A事業所はC事業所の出先機関のような位置付けであり、A事業所の給与計算及び厚生年金保険などの事務手続は、全てC事業所で行っていた。」としている。

そこで、C事業所に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人と一緒に勤務していた同僚は、申立期間において、同事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。このことについて同事業所の当時の事業主は、「採用してもすぐに離職する者が多く、採用後1年以上勤務した者のみ厚生年金保険に加入させていた。」と供述しており、同僚からも採用面接時に同様の説明があった旨の証言が得られた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月26日から同年9月5日まで
A社に退職時まで継続して勤務していたにもかかわらず、途中8か月間の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているのを調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時のA社の経営状況を具体的に記憶していること、及び申立人が名前を挙げた入社当初の事業主の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、前述の元事業主は昭和47年5月に同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、申立期間の被保険者記録は確認できない上、同社の厚生年金保険の取扱いについては覚えていないとしており、具体的な証言を得ることはできなかった。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人のほかに同社における厚生年金保険の被保険者期間が欠落している同僚が4人確認できるところ、そのうち同社における雇用保険の被保険者記録が確認できた2人については、厚生年金保険の被保険者記録と一致又はほぼ一致していることが確認できる。

さらに、複数の同僚に照会したものの、A社における厚生年金保険の取扱い及び申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細

書等の資料は無く、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。